

令和8年度第4回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和8年8月21日（金）午後1時59分～午後2時31分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 4名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 5名	定数 5名
主要議題	1 愛媛県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》			
1 愛媛県最低賃金の改正決定について			
愛媛県最低賃金専門部会部会長から、専門部会の報告として、			
・ 愛媛県最低賃金専門部会において審議を重ねたが、最終的に労使の意見の一致には至らなかったこと			
・ 公益案として、愛媛県最低賃金1時間1,093円（引上げ額60円）、効力発生日令和8年11月1日（指定日発効）を提示し、採決した結果、全会一致で結審したこと			
・ 最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛県最低賃金専門部会の決議をもって愛媛地方最低賃金審議会の決議としたため、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あて、愛媛県最低賃金の改正決定について答申したこと			
について説明した。			
専門部会の報告後、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長へ答申文を手交した。			
2 その他			
事務局から、本日付けで愛媛地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きについて公示すること、異議申出書の提出期限は令和8年9月7日であること、異議の申出があった場合は同月8日に第5回本審を開催することを説明した。			
以上			